○総務省告示第　三四〇　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　八　年　九　月　十六　日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

特定小電力無線局の電波の型式及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。

［一～十　略］

十一　ミリ波レーダー用

周波数	空中線電力
［略］	［略］
七六・五GHz	〇・〇一ワット以下。ただし、等価等方輻射電力が五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下となるものにあつては、一ワット以下であること。
［略］	［略］

［十二～十四　略］

改正前

［同上］

［一～十　同上］

十一　［同上］

周波数	空中線電力
［同上］	［同上］
七六・五GHz	〇・〇一ワット以下
［同上］	［同上］

［十二～十四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。